

# 第10章 避難者対策

## この章のポイント

大規模な災害が発生した場合には、自宅の倒壊や火災、ライフライン機能の喪失などにより多くの区民が避難所に避難し、その後、避難生活を送ることになる。

ここでは、避難場所・避難所等の指定・安全確保をはじめとする避難体制の整備に係る取組など、避難者対策を示す。

## 1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区内の避難者数は、123,018人となっている。
- 多数の住民等の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要である。特に、要配慮者に対する避難支援が重要となる。
- 首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方についての検討が必要である。

## 2 現在の到達状況

### （1）避難体制の整備

- 要配慮者サポート隊の結成割合（87.7%）（令和8年1月現在）
- 「墨田区要配慮者避難支援プラン」の改訂（平成26年度）

### （2）避難所・避難場所等の指定・安全化

- 全ての町会・自治会ごとに一時集合場所を選定
- 避難場所10か所、地区内残留地区1か所を都が指定
- 指定避難所39か所を指定、福祉避難所23か所（協定等締結）（令和8年1月現在）

### （3）避難所の管理運営体制の整備等

- 「墨田区避難所運営マニュアル」の改訂（平成27年度）

## 3 対策の方向性

### （1）避難体制の整備

- 住民の避難に備えて、区、警察署及び消防署が一体となって避難体制を確立する。
- 情報の提供と伝達、安否の確認、避難生活の確保等、他分野にわたる対策について、関係機関等と要配慮者に対する支援体制の強化を図る。

### （2）避難所・避難場所等の指定・安全化

- 不特定多数の人々が長期間にわたり生活する避難所や避難場所等を指定し、区民への周知を図る。避難所運営マニュアル等により、避難所の安全性確保、女性や要配慮者等多様な視点への配慮について定める。

### （3）避難所の管理運営体制の整備等

- 避難所の安全性の確保を図るとともに、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性・要配慮者等多様な視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

## 4 具体的な取組

### 地震前の行動

(予防対策)

#### 避難体制の整備

- 区及び関係機関が連携して臨む避難体制の構築
- 要配慮者の安全確保、避難所や避難場所等の指定及び区民への周知、避難指示等の発令基準の整備等
- 避難行動要支援者に関する情報の把握、避難誘導体制の整備、都及び消防署と協働した訓練の実施、要配慮者及び支援者への防災意識の啓発

#### 避難所・避難場所等の指定・安全化

- 避難所・福祉避難所の指定、避難所の耐震補強等の実施、消防用設備等の点検等による安全性の確認・確保
- 避難所確保のための民間施設等との協定の締結
- 一時集合場所の周知、避難場所の指定

#### 避難所の管理運営体制の整備等

- 墨田区避難所運営マニュアルの充実、マニュアルを使った訓練による運営体制の強化
- 通信機器等の整備、備蓄等の避難所機能の強化
- 女性や要配慮者等多様な視点に配慮した避難所の運営体制の整備
- ボランティアの受入れ、衛生管理対策、防火安全対策、警戒・警備、飼養動物の避難・動物救護活動、仮設トイレの設置等の体制の整備・促進

### 地震直後の行動

(応急対策)  
発災後  
72時間  
以内

#### 避難誘導、要配慮者の安全対策

- 警戒区域の設定、立ち入り禁止措置等の実施、避難指示等の発令
- 一時集合場所から避難場所への住民防災組織等による避難誘導
- 要配慮者に配慮した避難誘導・安否確認
- 避難場所におけるトイレ機能の確保
- 災対要配慮者救護部の設置
- 地域住民、警察署及び消防署と連携した、避難行動要支援者の救護体制の充実
- 福祉避難所等の設置・運営等

#### 避難所の開設・運営

- 避難所の設置・開設、避難者の受け入れ・収容、女性や要配慮者等多様な視点に配慮した運営の実施
- 避難所における健康相談等の保健活動の実施
- 地域防災活動拠点会議等の協力による避難所の管理
- 避難所の消毒の実施、水・食品の安全確保、避難所の衛生管理
- 飼い主の分からない負傷又は逸走動物等の保護
- ボランティアの派遣要請及び受入れ
- 被災者の移送先の決定・移送、他地区からの被災者の受入体制の整備

### 地震後の行動

(復旧対策)  
発災後  
1週間  
目途

## 5 到達目標

■都と連携した広域的な避難体制及び安全な避難の仕組みを構築

■指定避難所の安全性向上と防災機能強化

■女性や要配慮者等多様な視点を踏まえた避難所運営体制の確立  
■避難所における動物の適正な保護

## ● 予防対策

### 第1節 避難体制

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

ここでは、震災時における避難体制の整備について記載するものとし、洪水時等の避難体制は、風水害編（応急・復旧対策計画）などに記載する。

#### 第1項 避難体制の整備

##### 1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	1 発災時に備えた地域の実情の把握 2 避難指示等を発令するいとまがない場合の対応を検討 3 避難場所使用に関する他の区市町村との調整 4 運用要領の策定 5 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知 6 避難指示等発令基準の整備 7 一時集合場所の選定 8 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の更新 9 地域と連携した要配慮者支援体制の確立 10 要配慮者に対する「個別避難支援プラン」の作成 11 避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成 12 障害特性に応じた避難支援体制の整備 13 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 14 都と連携した緊急通報システム等の整備 15 地区内残留地区での小規模火災対策
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 区市町村等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 2 救急通報システム等の活用 3 地域が一体となった協力体制づくりの推進 4 社会福祉施設等と地域の連携を促進

##### 2 詳細な取組内容

###### (1) 区における対策

- ア 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- イ 避難指示等を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- ウ 2以上の区にわたって所在する避難場所又は2以上の区の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区があらかじめ協議して対処する。
- エ 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。

(ア) 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員等を適切に配置する。

(イ) 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。

(ウ) 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。

(エ) 避難場所の衛生保全に努める。

(オ) 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ効率的な配給を実施する。

(カ) 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

オ 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携しながら周知する。

カ 内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

キ 避難時の混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。

ク 都及び警察署並びに消防署と協働して、住民防災組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

ケ 避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を講じるための基礎とする名簿として、避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) 避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

コ 区が保有する要配慮者の氏名その他の情報については、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用するものとする。

サ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であ

り、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者とし、以下の要件に該当する者とする。

(ア) 75歳以上の一人暮らし及び75歳以上のみの世帯の者

(イ) 第一種身体障害者

(ウ) 第一種知的障害者

(エ) 要介護3・4・5の者（施設入所者を除く）

(オ) 次の者のうち、希望があった者

a 乳幼児

b 精神障害者

c 一時的な行動支障を負っている妊産婦や疾病者

d その他本人又はその保護責任者が、外部支援を必要と判断する者

e 日本語の理解が十分ではない外国人等

※ IX-14：墨田区要配慮者避難支援プラン（別冊 P401 参照）

シ 災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、「避難行動要支援者名簿」の情報を適切に更新する。併せて、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。

ス 避難行動要支援者等に対する「個別避難計画」「個別避難支援プラン」の策定や障害特性に応じた避難支援体制の整備を図る。

セ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）に基づくものとし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

ソ 消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等は、区との協定締結により避難行動要支援者名簿の提供を受けるものとし、平常時は避難行動要支援者の把握や支援、災害時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に活用していく。

タ 高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民防災組織、民生委員・児童委員、墨田区社会福祉協議会、介護保険・障害者福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等の協力を得ながら、平常時の見守りネットワーク等を活用し、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有を行い、支援体制の整備を図る。

チ 都と連携して65歳以上の病弱なひとり暮らし等の高齢者や18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に受信センター等へ通報を行い、東京消防庁へ救助を要請できる「救急通報システム」の活用を促進する。

ツ 地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から神社・仏閣の境内、近隣の小公園等、一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

(2) 消防署における対策

- ア 区等と協働して、住民防災組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- イ 区が整備する救急通報システム等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。
- ウ 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
  - (ア) 区等と連携して避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
  - (イ) 社会福祉施設等の被災に備え、住民防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- エ 社会福祉施設等と事業所、町会・自治会等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- オ 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災巡回及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

## 第2項 津波避難対策

区における津波被害は、河川敷等で一部浸水のおそれがあるが、市街地は浸水せず、死者などの大きな被害は生じないと想定されているが、豪雨による河川の増水、大潮や低気圧の影響による海面域の上昇等想定外の状況が加われば大規模な浸水の可能性も排除できないため注意を要する。

1 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

区は、津波警報・注意報等の情報伝達は防災行政無線だけでなく、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等のあらゆる手段を活用し、津波が到来するまでに適切かつ正確な情報伝達を図る。

2 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

また、各警察署・消防署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする関係機関の連携促進を目的とした訓練の実施を推進する。

## 第2節 要配慮者の安全確保

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

### 1 支援体制の整備

避難時の要配慮者の安全確保のため、次の視点から、支援体制の整備を図っている。まず、「自助」として災害時に、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動が取れるようにするため、日頃からの防災意識の啓発を行っている。

続いて、「共助」として地域住民や住民防災組織と民生委員・児童委員、介護・障害者福祉サービス事業者、NPO、ボランティア等地域福祉に携わる主体間で、災害時にも活用できるような連携・支援体制の確立を平時から進めている。

そして、「公助」として福祉避難所等社会福祉施設の安全性の確保や災害時の備蓄物資の充実を図るとともに、防災関係機関の連携体制を強化し、迅速な救出・救助ができるようにする。

具体的には、次の対策を講じ、要配慮者に対する支援の強化を図っている。

#### (1) 家具類の転倒・落下・移動防止器具、ガラス飛散防止フィルムの取付け

高齢者を含む世帯・障害者を含む世帯・未就学児のいるひとり親世帯の希望者を対象に、家具転倒・落下・移動防止器具取付助成事業及びガラス飛散防止フィルム取付助成事業を実施し、災害時の屋内被害防止に努めている。

#### (2) 要配慮者サポート隊の結成・活動促進

要配慮者の把握や助け合いが可能となるような「住民どうしの助け合いシステム」として、各町会・自治会に要配慮者サポート隊の結成・活動を促進している。

#### (3) 生活用品及び食料等の充実

要配慮者の当面の避難生活に対応できるように、特性に応じた生活用品や食料等を備蓄しておくとともに物資の調達体制を整備する。

#### (4) 福祉避難所の確保

常に介護を必要とするなど、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者とその家族のために、専門的な介護体制を備えた福祉避難所<sup>(\*)</sup>の設置を目的に、福祉施設等との協力協定の締結を推進している。

#### (5) 墨田区要配慮者避難支援プランの策定

要配慮者の避難行動及び避難所生活の円滑化を図るため、「墨田区要配慮者避難支援プラン（全体計画）」を策定している。

※ IX-14：墨田区要配慮者避難支援プラン（別冊 P401 参照）＜再掲＞

#### (6) 避難行動要支援者情報の共有

災害発生時に、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、救出・救助を的確・迅速に行うためには、平常時から支援者が避難行動要支援者情報を保有しておく必要がある。このため、区と「避難行動要支援者の名簿の提供に関する協定」を締結した機関等に対し、区が作成する避難行動要支援者名簿を提供する。

<sup>(\*)</sup> 震災時に、自宅や避難所で生活することが困難なため、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するため、事前に区内の福祉施設等を福祉避難所として選定する。

(7) 住まいの防火防災診断の実施

本所・向島消防署と高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室及び民生委員・児童委員等が連携し、高齢者等要配慮者がいる世帯を戸別訪問し、災害発生時に、火災や家具転倒等による逃げ遅れや負傷のリスクを軽減するための改善方法の助言を行う住まいの防火防災診断を実施している。

(8) 高齢者みまもりリストを活用した安否確認体制の構築

高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室等を高齢者の情報集約拠点として、民生委員・児童委員、墨田区社会福祉協議会、介護サービス事業者、NPO、ボランティア等が連携した発災時の高齢者の安否確認体制の構築を進めている。

(9) 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、施設等と周辺地域の事業所、町会等との間及び施設等相互間の災害時応援協定の締結を促進する。

また、各施設等の自衛消防訓練において適切な避難行動を習得できるよう指導する。

(10) 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の実情等を踏まえて、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成を進める。

※ 要配慮者・避難行動要支援者

従来、都・区では、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を必要とする人々（高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定）を「災害時要援護者」と定義していたが、災害対策基本法の改正（平成26年4月1日施行）に伴い、以下のとおり「要配慮者」「避難行動要支援者」を定義する。

	都・区の定義	(参考) 災害対策基本法による定義
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者 具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者 具体的には、区が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登録対象となる人	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者

## 2 計画目標及び事業計画

要配慮者が災害時に的確な対応ができるよう、要配慮者本人及び支援者等の防災意識の向上を図る。また、要配慮者サポート隊事業や、「平常時の見守りが災害時の安否確認」に繋がる地域主体の安否確認ネットワークづくりを推進する等、要配慮者支援体制のさらなる充実を目指す。

また、内閣府の策定する「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）に基づき、区の避難行動要支援者対策の強化を図る。

なお、引き続き、要配慮者用の備蓄物資及び調達体制の充実を図るとともに、備蓄食料についても、要配慮者に配慮した内容としていくほか、福祉避難所の確保を推進していく。

## 第3節 避難所・避難場所等の指定・安全化

[各機関]

### 1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	1 指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所）の指定・確保及び住民への周知 2 避難所の安全性確保 3 避難場所の住民への周知 4 特別な配慮を要する要配慮者の受入れ先を確保
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 消防水利の整備 2 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
都水道局東部第一支所	避難所への供給ルートの耐震継手化を推進
都下水道局東部第一 下水道事務所	1 避難所等からの排水を受ける管きよの耐震化 2 液状化の危険性の高い地域にあるターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路のマンホールの浮上抑制対策
東京ガスグループ	耐震性向上及び防災システムの確立
東京電力パワーグリッド 江東支社	避難道路沿い施設の安全化

### 2 詳細な取組内容

#### (1) 区における対策

ア 災害対策基本法に基づく指定避難所として、一般避難所と福祉避難所に分けて指定し、住民等へ周知する。避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいう。避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 避難所は、原則として、町会・自治会を単位として指定する。

(イ) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校等)とする。

(ウ) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3㎡当たり 2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努める。

(エ) 避難所の指定に当たっては、洪水等の浸水想定も考慮して選定する。

イ 避難所に指定した建物については、耐震補強等を実施し、天井材等の落下防止対策やガラス飛散防止といった非構造部材の耐震化や電源確保を含めた防災機能の強化を引き続き促進する。また、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

ウ 避難所の小・中学校等に夜間発災時や停電時の目印とするため、一般電源を必

要としない太陽光発電照明灯を設置し、災害時の照明を確保する。

エ 自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として確保しておく。

オ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。

カ 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

キ 避難所として指定していない場所に避難者が避難する可能性があることを踏まえて、その場合の避難所としての取扱いや移送等、支援内容・方法等を検討する。また、ライフラインが途絶した避難所への支援のあり方について検討する。

ク 女性や要配慮者など多様な視点に配慮した支援対策を推進する。

※ V-04：指定避難所一覧（別冊 P277 参照）

※ V-05：福祉避難所一覧（別冊 P278 参照）

## （2）東京消防庁における対策

ア 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき、当該地域に防火水槽等を整備する。

イ 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について確認し、必要に応じて行政指導を行う。避難所の管理運営上の防火安全対策については、別冊 V-07 のとおり指導する。

※ V-07：避難所の防火安全対策（別冊 P281 参照）

## （3）ライフライン事業者における対策

ア 水道局における対策

避難所や主要な駅への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。

イ 下水道局における対策

避難所、災害復旧拠点、一時滞在施設や災害拠点連携病院などから排水を受け入れる下水道管を対象にマンホールの接続部の耐震化を実施する。また、液状化の危険性の高い地域にある無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などのマンホールの浮上抑制対策を実施する。

ウ 東京ガスグループにおける対策

導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

エ 東京電力における対策

（ア）配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備形成をしている。

（イ）設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施している。

（ウ）万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が作動して、電気の供給を停止し、二次災害防止措置を講じている。

3 一時集合場所・避難場所の指定

(1) 一時（いつとき）集合場所

地域住民が避難する場合、集団形成・情報確認のため、一時的に集合する場所として「一時集合場所」を町会・自治会ごとに住民との協議のうえ選定している。

※ V-01：一時（いつとき）集合場所（別冊 P271 参照）

(2) 避難場所

都は、震災対策条例に基づき、大地震時に延焼火災が発生した場合には、住民の生命及び身体の安全を確保するために、特別区を対象に 221 か所の避難場所の指定及び地区割当を行っている（令和 4 年 7 月改定）。

本区における避難場所は、以下のとおり区内に 9 か所、区外に 1 か所が都により指定されている。また、都は、万が一火災が発生しても、大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難をする必要がない地区である「地区内残留地区」を、避難場所と併せて指定しており、区内では、錦糸町地区が指定されている。

【避難場所】

猿江恩賜公園一帯（江東区）	荒川・四ツ木橋緑地
白鬚東地区	墨田区役所・隅田公園広場一帯
都営文花一丁目住宅一帯	錦糸公園
両国地区	立花一丁目団地一帯
曳舟駅周辺一帯	J T 周辺一帯

※ V-02：避難場所及び利用地区（別冊 P275 参照）

※ V-03：震災時火災における避難場所一覧表（別冊 P276 参照）

【避難場所の考え方】

- 1 避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当計画に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること。）とする。
- 2 避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災による、ふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として 1 人あたり 1 m<sup>2</sup> 確保する。

## 第4節 避難所の管理運営体制の整備等

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

- 1 「墨田区避難所運営マニュアル」を活用し、町会・自治会、学校管理者、区学校職員、区職員、その他協力団体等が参加する訓練を実施し、避難所運営体制の強化を図る。
- 2 避難所における通信機器等のほか、要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 3 避難所の運営において、避難所運営本部に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点はもとより、子どもや性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めると同時に、住民による避難所の運営主体を組織しておく。
- 4 区立小・中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、通信設備、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。また、備蓄内容（水、食料、生活必需品、燃料等）について、不足する物がないかを検証し、不足するものについては計画的に備蓄する。
- 5 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 6 自宅で身の安全が確保され、継続して居住できる状況の方々（在宅避難者）に対しても、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くよう、取組の指針を策定する。
- 7 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。  
（震災編第2章予防対策第6節「ボランティア等との連携・協働」参照）
- 8 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- 9 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報通信体制の整備に努める。
- 10 避難所運営組織の中に食品衛生に関する知識を有する栄養士・調理師等の衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 11 避難所における栄養管理や健康管理の方法について、マニュアルを作成する。
- 12 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- 13 治安を確保するため、避難所や仮設住宅等における警戒・警備、事件発生時における初動体制の整備を図る。
- 14 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

- 15 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 16 避難所、仮設住宅等のレイアウトや設計を行う場合は、要配慮者の特性を十分に考慮して検討する。また、要配慮者が決定過程で参加する。
- 17 避難所における、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に対しての対応を、東京都や国の指針を基に「避難所運営マニュアル」に反映させていく。

## 第5節 車中泊

区内における車中泊は、東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること、人命救助や消火活動、被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと、エコノミー症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があることなどから、原則、認めることは困難である。

区は、都とともに、発災時の混乱防止に向け、以下の啓発事項について、区公式ホームページやSNS、その他媒体等で、あらかじめ区民に普及啓発し、意識の醸成に努める。

また、多様な避難者が安全かつ安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

### 【震災時の車中泊に係る啓発事項】

- ① 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ② 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ③ 緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ④ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ⑤ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

## ● 応急対策

### 第1節 避難誘導

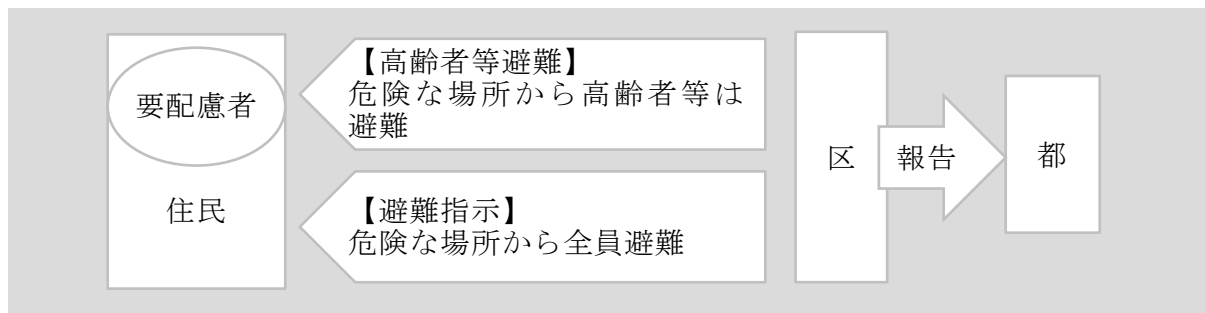
[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

ここでは、震災時における避難誘導の流れについて記載するものとし、洪水時等の避難は、風水害編（応急・復旧対策計画）などに記載する。

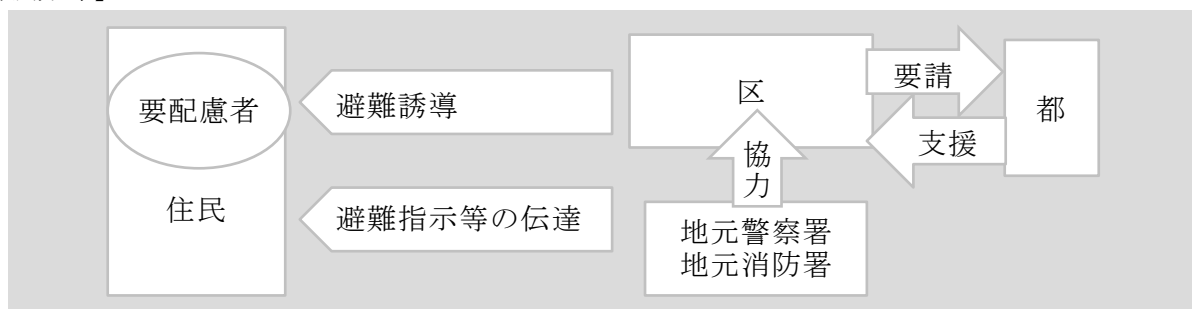
#### 1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	1 避難指示等 2 避難誘導 3 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認 4 避難場所におけるトイレ機能の確保 5 水防法に基づく避難の指示
警 視 庁 第 七 方 面 本 部 本 所 ・ 向 島 警 察 署	1 （区長が避難の指示をできない場合）警察官による避難の指示 2 住民の避難誘導
東 京 消 防 庁 第 七 消 防 方 面 本 部 本 所 ・ 向 島 消 防 署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示等及び区へのその内容の通報 3 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 4 避難指示等の伝達

#### 【避難指示等】



#### 【避難誘導】



2 避難指示等

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区長は警察署長並びに消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、都本部に報告する。
- (2) 避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、区長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。  
 また、区長は、避難指示等に当たって、国又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は、所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。
- (3) 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。

3 水防法に基づく立退き指示

水防法第 29 条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

【避難情報等と居住者等が取るべき行動】

(内閣府「避難情報に関するガイドライン」より)

	居住者等が取るべき行動等
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難</li> </ul>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない。）</li> <li>○ 居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保</li> </ul>

4 避難誘導

(1) 避難誘導體制

機 関 名	対 策 内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難指示等を発令した場合、警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、住民防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。</li> <li>2 避難指示等を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。</li> <li>3 震災時における避難場所の運用は、原則として避難場所所在の区が行う。ただし、区のみでの対応が困難な場合は都が補完する。</li> </ol>

	<p>4 高齢者や障害者等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>5 区は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。</p> <p>(1) 学校のプール、雨水貯留槽、災害用井戸等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。</p> <p>(2) 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。</p> <p>(3) 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。</p>
<p>警 視 庁 第七方面本部 本所・向島 警 察 署</p>	<p>1 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。</p> <p>2 避難誘導に当たっては、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。</p> <p>3 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。</p> <p>4 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。</p> <p>5 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。</p> <p>6 現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく避難等の措置を取る。</p> <p>7 避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。</p>
<p>東京消防庁第七 消防方面本部 本所・向島 消 防 署</p>	<p>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報を行う。</p> <p>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合は関係機関と連携した避難の指示を行い、区へその内容の通報を行う。</p> <p>3 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区及び関係機関に通報する。</p> <p>4 避難指示等が発令された場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等による避難指示等の伝達を行う。</p> <p>5 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p>

(2) 避難方式

震災時における避難方式は、住民防災組織を中心として、一時集合場所で集団を形成し、避難場所に避難する2段階避難を原則とする。

(3) 避難場所における措置方法

大地震時に万一、延焼火災が発生した際には、避難場所への区民の避難が予想されるので、避難場所における区民の安全を保持するため、区内の避難場所については、避難場所内にある小・中学校を拠点施設とし、派遣される職員が、避難した区民への対応を行うこととする。

また、区外の避難場所については、その避難場所の避難区域内の小・中学校派遣職員が、避難場所所在区の職員と協力し、避難した区民への対応を行うこととする。

(4) 津波に対する避難誘導

地震を感知したら、津波警報・注意報の情報収集に努め、状況に応じて、水辺から離れた安全な場所（堅牢な建物の3階以上）へ避難誘導を行う。

## 第2節 要配慮者の安全対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

災害が発生した際に、自力での安全確保が困難な要配慮者に対し、区、民生委員・児童委員、地域住民、防災関係機関等は、一丸となって安否確認や避難支援を実施する。

### 1 災対要配慮者救護部の設置

区災害対策本部に、高齢者・障害者等の要配慮者の救護に専門にあたる災対要配慮者救護部を設置する。

### 2 救護体制の確立

寝たきり、認知症及びひとり暮らし高齢者や身体の不自由な者等の人命の安全確保を図るため、地域住民、警察署及び消防署との連携のうえ、避難行動要支援者の救護体制（要配慮者サポート隊、高齢者みまもりネットワーク等）の充実を図る。

- (1) 避難行動要支援者名簿及び「墨田区要配慮者避難支援プラン」を基に、安否の確認・救護を行う。避難支援等実施者は、個別避難計画に基づき、自らの安全確保に配慮しつつ、避難支援を行う。また、要配慮者サポート隊は、個別避難支援プラン等の情報を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。
- (2) 区及び防災関係機関は、被災者への広報について、情報弱者に配慮した伝達手段を選択する等、要配慮者の特性に応じた手段・内容となるよう努める。
- (3) 障害者・高齢者施設入所者に対し、食料・飲料水及び生活必需品の給与を行う。
- (4) 福祉ボランティアの受入れ及び必要とする施設へのボランティアの派遣を行う。
- (5) 「墨田区要配慮者避難支援プラン」に基づく、区、区民、ボランティア等による支援・救護を実施する。

### 3 福祉避難所等の設置・運営等

- (1) 常に介護を必要とするなど、避難所での生活が困難な要配慮者とその家族のために、より専用的なケア体制を備えた福祉避難所を、墨田区総合体育館及び区があらかじめ選定した特別養護老人ホーム及び特別支援学校等に設置する。福祉避難所に移送する必要がある要配慮者については、災対要配慮者救護部職員が福祉避難所及び移送に係る協定締結団体である福祉バス事業者等と調整のうえ移送し、適切な対応を実施する。
- (2) 東京都帰宅困難者対策条例に基づき、事業者の従業者に係る一斉帰宅抑制が実施された場合等により、保護者等の適切な監護が受けられないなど、特に保育支援が必要な乳幼児に対しては、あらかじめ指定する区内の保育所が拠点となり適切な対応を行う。
- (3) 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

- (4) 区長は、福祉避難所に要配慮者を受け入れることが困難で、他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地区又は隣接県）への移送手段の調達が困難な場合に当たっては、都福祉局へ要請する。
- (5) 区は、福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

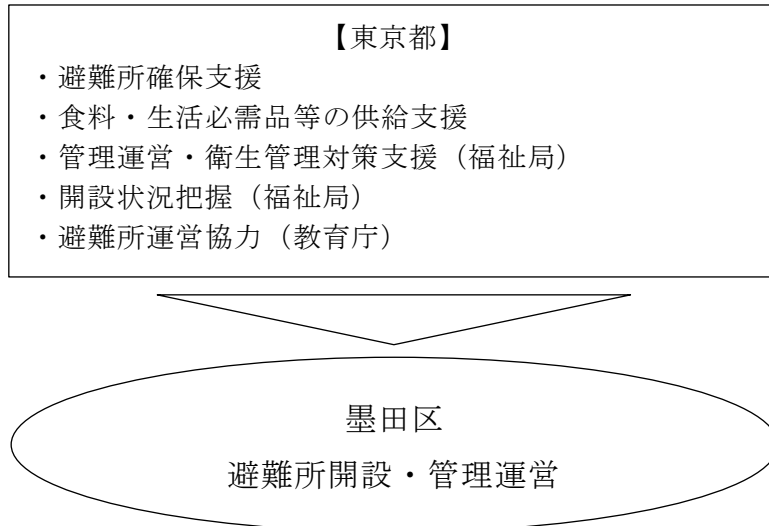
## 第3節 避難所の開設・運営

[区]

### 1 避難所の設置及び開設

- (1) 住居が倒壊又は焼失、ライフライン機能の喪失等により、日常生活が困難な状況にある被災者に対する救済拠点として、小・中学校等を避難所として開設する。また、避難所が不足する場合には、必要に応じ野外収容施設等を設置する。受入施設の開設に必要な資器材が不足する場合には、都福祉局に調達を依頼する。
- (2) 避難所は、被災者数に応じて開設することとし、まず指定避難所（小・中学校等）を開設する。また、不足が生じる場合は区内の都立高校についても避難所として指定する。なお、さらに被災者の収容が必要となった場合には、応急危険度判定や救護体制等の状況を踏まえて、他の公共施設を避難所として開設する。
- (3) 被災者の受入れは、可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、住民防災組織等と連携して班を編成した上で受け入れる。
- (4) 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。また、避難所の所定の場所に「避難所」の標示を提示する。
- (5) 都福祉局への報告は、原則として都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、都防災行政無線で行う。
- (6) 避難所を開設する場合は、避難所運営本部長をはじめとする避難所運営本部を組織する。避難所運営本部は、管理運営に際して、女性や要配慮者等多様な視点に配慮する。
- (7) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、区長（区本部長）は、都知事の事前承認を得るものとする。
- (8) 避難所の運営に必要な資器材、台帳をあらかじめ整備しておくものとする。なお、収容基準については、おおむね居室 3.3 m<sup>2</sup>あたり 2 人とする。
- (9) 高齢者や障害者等のいわゆる要配慮者とその家族に対しては、専用の要配慮者救護所を原則として指定避難所の1階に設け、避難所生活での困難さを和らげるよう努める。要配慮者救護所の運営は、災対要配慮者救護部の職員を管理責任者とし、派遣された福祉ボランティア等の協力を得ながら、円滑な実施を図る。
- ※ V-04：指定避難所一覧（別冊 P277 参照）＜再掲＞
  - ※ V-05：福祉避難所一覧（別冊 P278 参照）＜再掲＞

【避難所開設に係る業務手順】



2 避難所の管理・運営

(1) 運営方針

- ア 避難所運営は、区災害対策本部から派遣された職員、施設管理者及び避難者自身による自主組織が協力して行う。
- イ 避難所の運営に当たっては、女性はもとより、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児や子どものいる家族等への配慮を行うなど多様な視点を重視して運営を行う。
- ウ 避難所では、暑さ・寒さ対策、プライバシーの確保のほか、太陽光発電照明も活用した夜間対策も講じることとする。また、被災者の性別も踏まえたプライバシーの確保に努める。
- エ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、特設公衆電話・Wi-Fi環境等の整備を行い、被災者の特性に応じた情報提供手段を取るものとする。
- オ 避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず物資等を受け取りに来ている在宅避難者や指定された避難所施設以外の避難所にいる避難者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- カ 避難所の状況に応じて栄養管理や健康管理の方法を講じ、特に要配慮者や通常の配給食料の喫食が困難な者に配慮した対応を図るため、情報を収集し、関係部署との連絡・調整・助言を行う。
- キ 保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- ク 避難所の運営・管理において、学校教職員は、学校危機管理マニュアルにより、体制整備を行う。
- ケ 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消火活動や救出救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な

限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(2) 避難所配置職員の任務

避難所に配置された職員は、区災害対策本部の指示に基づき、「墨田区避難所運営マニュアル」を参考としながら、町会・自治会、学校管理者等で構成する地域防災活動拠点会議や他協力団体等の協力を得て避難所の管理を行う。

ア 避難所の開設

イ 避難者の受付

ウ 避難者の組織編成

エ 避難者の収容

オ 物資の受払

カ 諸記録に関すること

キ 報告に関すること など

※VI-05：避難者受付票（別冊 P319 参照）

※VI-06：避難所運営本部名簿（別冊 P320 参照）

※VI-07：避難所運営本部会議記録用紙（別冊 P321 参照）

※VI-08：避難所記録票（別冊 P322 参照）

※VI-09：情報発信・受信用紙（別冊 323 参照）

※VI-10：墨田区災害対策本部従事者名簿（別冊 P324 参照）

※VI-11：避難所日誌（別冊 P325 参照）

※VI-12：避難収容世帯票（別冊 P326 参照）

※VI-13：避難収容台帳（別冊 P328 参照）

※VI-14：避難収容状況調書（別冊 P329 参照）

※VI-15：ペット飼育届票（別冊 P330 参照）

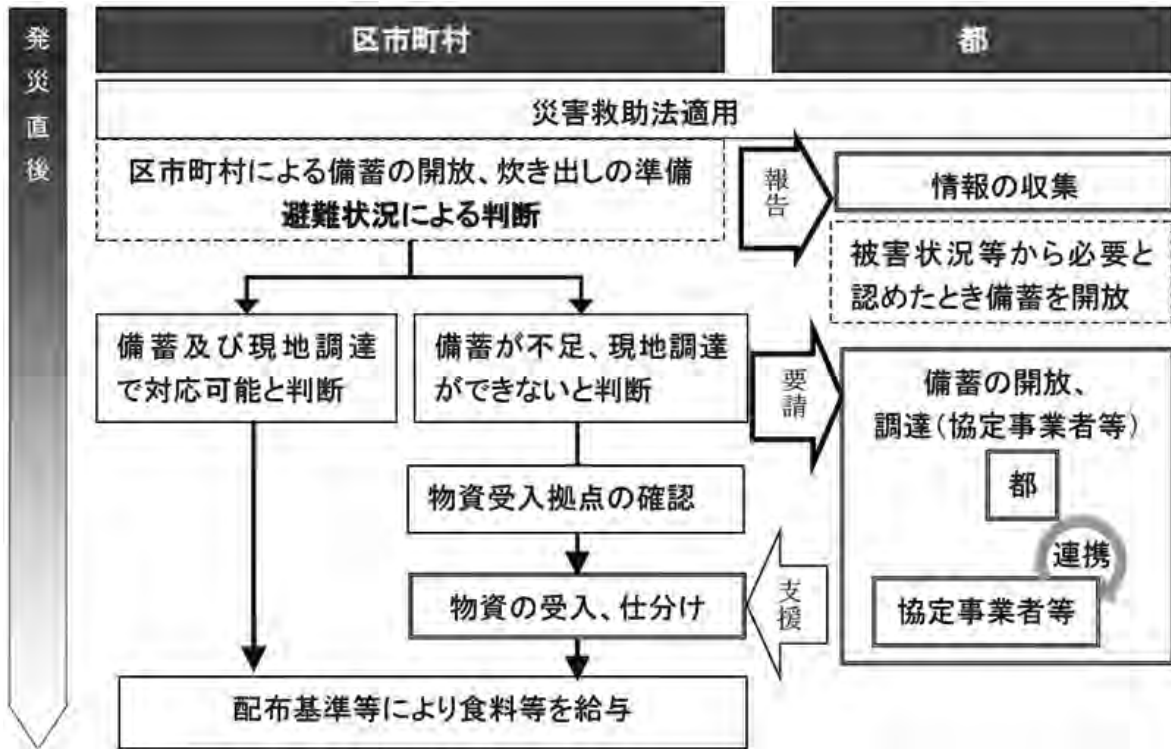
※VI-16：避難所物品受払簿（別冊 P331 参照）

3 食料・生活必需品等の供給・貸与

(1) 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

(2) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。

【避難所における物資供給のスキーム】



4 飲料水・食品の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

区は、環境衛生班を編成し、飲用水等の衛生を確保する。

(2) 食品の安全確保

災害の状況に応じ食品衛生班を編成し、次の活動を行うものとする。

- ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- イ 食品集積所の衛生確保
- ウ 避難所の食品衛生指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

5 トイレ機能の確保

(1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽、災害用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

(2) 区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。

(3) 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

6 避難所の衛生管理

(1) 避難所の衛生管理指導に関する役割

- ア 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- イ 土足禁止区域を設定する。
- ウ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- エ 避難住民間のプライバシーの確保に努める。
- オ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- カ 避難所内は禁煙とする。

(2) 公衆浴場等の確保

区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

## 第4節 動物救護

[区]

1 区は、危険防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都や都獣医師会墨田支部ほか関係協定団体との協力体制を確立する。

2 避難所における動物の適正な飼育

区は、都や都獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した動物について、以下の取組を行う。

- (1) 避難動物の飼養場所の確保
- (2) 避難所等に設置される動物救護所の運営
- (3) 避難所における動物の適正飼育の指導
- (4) 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都や関係団体への情報提供
- (5) 重症動物の後方動物医療施設への搬送の要否の決定
- (6) 災害に備えての、飼い主に対する日常からの啓発活動

3 動物収容用ケージの備蓄

災害時にはペットと飼い主がはぐれ、放浪することが想定されている。これら逸走動物は動物愛護の点から問題となるほか、救助活動の妨げになるケースもある。

このため、これらの逸走動物は、都動物愛護相談センターによる収容が開始されるまでの間、区内で一時的な保護が必要となる。

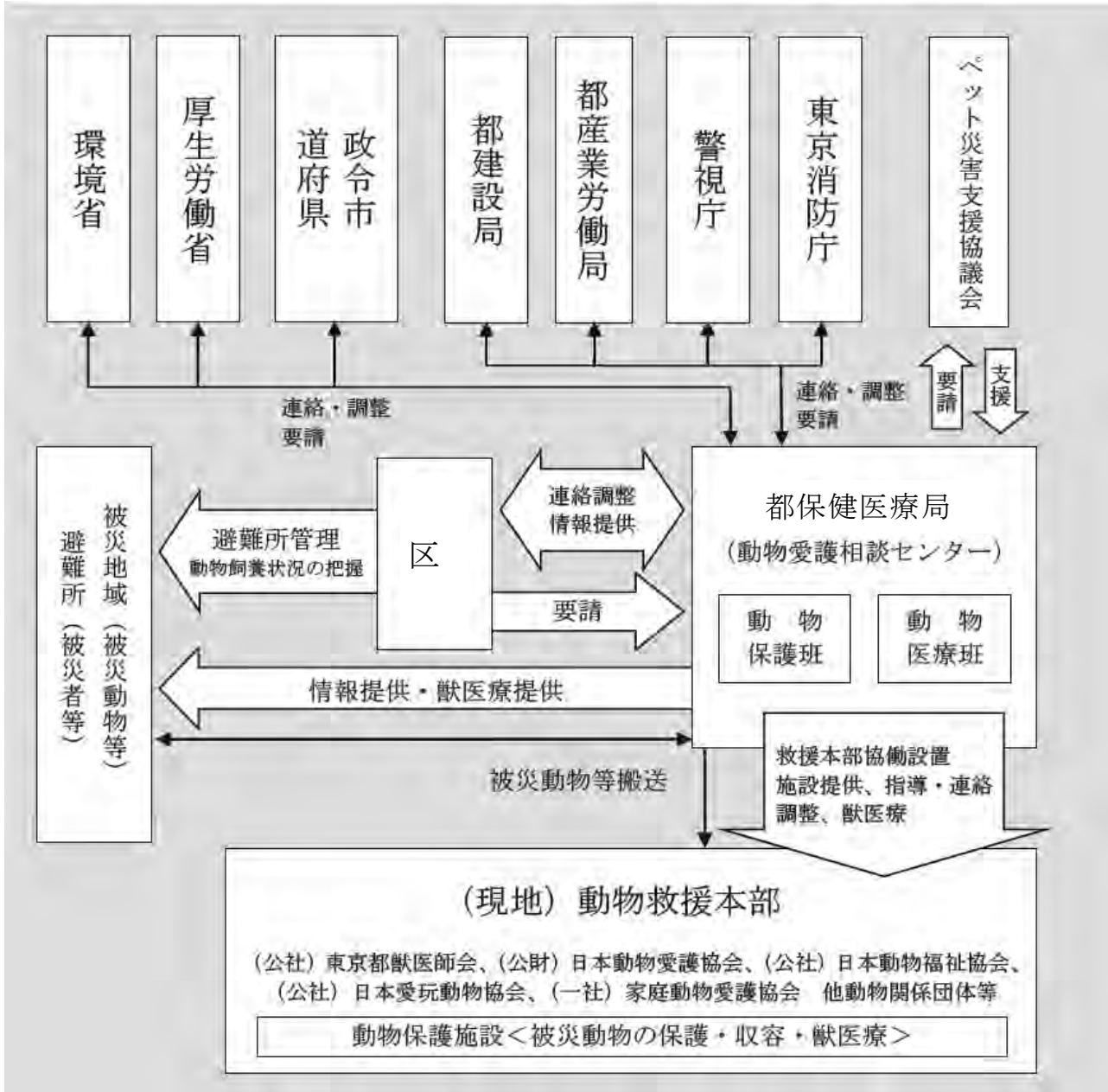
区では、逸走動物の一時収容のためのケージの備蓄や、関係団体との協定によりケージの確保を行っている。さらに、区内に一時保護の場所を確保するほか、都獣医師会墨田支部にも協力を求め、区内動物病院においても一時保護場所を確保する。

4 避難所における動物救護所（ペット用スペース）開設支援キットの配置

区内避難所ではペットを連れて避難する「同行避難」が可能であるが、避難所内で人

間の避難所エリアと別にペット用スペースを設ける。区では飼い主自ら管理を行う動物救護所（ペット用スペース）開設に必要な手順書や物品等を避難所に配置する。

【動物救護の業務手順】



## 第5節 ボランティアの受入れ

〔区〕

- 1 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順に則り、ボランティアの派遣要請及び受け入れを行う。
- 2 災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。

※VI-01：災害ボランティア受付票（別冊 P315 参照）〈再掲〉

（震災編第2章応急対策第6節「ボランティアとの連携」参照）

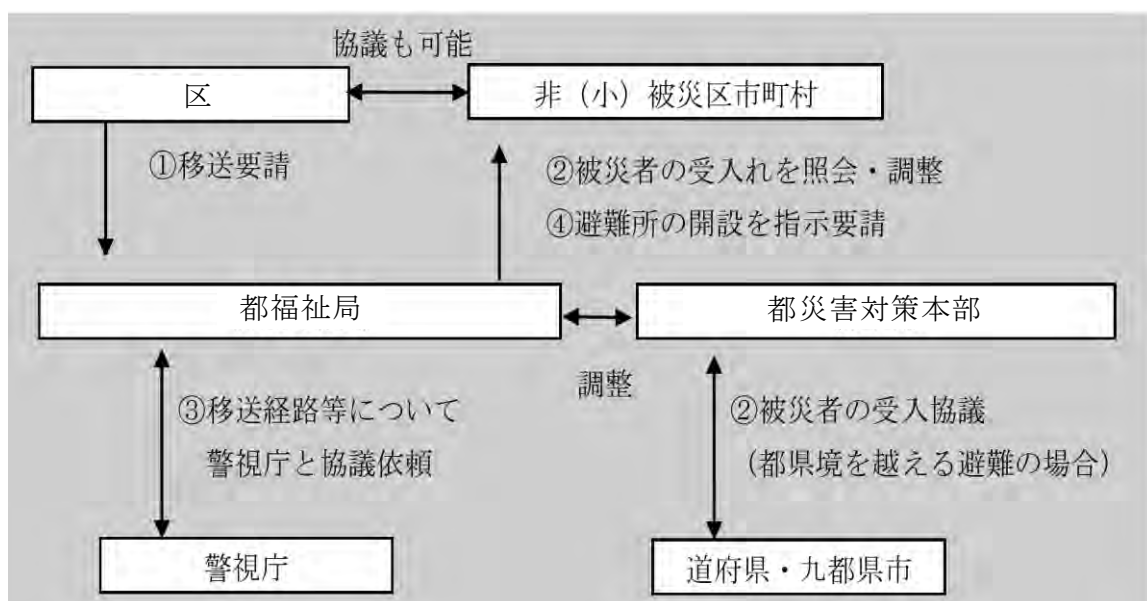
## 第6節 被災者の他地区への移送

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署〕

- 1 区は、当該区の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）に要請する。
- 2 被災者の他地区への移送を要請した区は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- 3 都から被災者の受入れを指示されたときは、受入体制を整備する。
- 4 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区は運営に積極的に協力する。

（移送に伴う車両の調達については、震災編第11章「物流・備蓄・輸送対策の推進」を参照）

【移送先の決定】



## ● 復旧対策

### 第1節 避難所の開設・運営

応急対策第3節「避難所の開設・運営」に準ずる。

### 第2節 動物救護

応急対策第4節「動物救護」に準ずる。

### 第3節 ボランティアの受入れ

応急対策第5節「ボランティアの受入れ」に準ずる。

### 第4節 被災者の他地区への移送

応急対策第6節「被災者の他地区への移送」に準ずる。

